

茨城県民の森等の指定管理者について

農林水産部林政課

(TEL 029-301-4021)

茨城県民の森等（茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター及び茨城県きのこ博士館）の管理につきましては、植物園等のリニューアルに向け、下記のとおり現指定管理者の指定期間を1年間延長することとしました。

今後開催される県議会第4回定例会において指定の議決を経て、茨城県民の森等の指定管理者に指定します。

記

1 指定管理者候補者

現在の指定管理者：公益社団法人茨城県農林振興公社

2 指定期間

現在の指定期間：平成31年4月1日～令和6年3月31日

延長後の指定期間：平成31年4月1日～令和7年3月31日 ※1年間の延長